

令和4年8月5日

松阪市議会議長 堀端 脩 様

松阪市議会議会 蒼水会  
代表 沖 和哉

令和4年7月21日(木)および22日(金)の2日間、  
視察研修を実施いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

## 蒼水会 視察研修報告書



- 日 時** 令和4年7月21日(木)15:00~16:30  
令和4年7月22日(金)10:00~14:30(2日間)
- 会 場** 衆議院第一議員会館 9階 議員会議室
- 視 察 先** 文部科学省、総務省、デジタル庁
- テ ー マ** 1 令和6年度から本格導入されるデジタル教科書について  
2 今後の公立小・中学校の適正規模・適正配置について  
3 自治体DXの目指す方向性について
- 参 加 者** 沖 和哉、濱口 高志、深田 龍、赤塚 かおり、野呂 一平、森 遥香

# 1. 令和6年度から本格導入されるデジタル教科書について

ご対応者:文部科学省 初等中等教育局教科書科 課長補佐 佐々木葵様

## デジタル教科書導入の意義

多様なデジタル教材と連携させて活用することにより、これまで以上に学びの幅を広げたり、内容を深めたりすることができる

【資料で重要なポイントを抽出】

### <学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**  
(例) 図表の拡大縮小、書き込み、保存、検索 等
- **デジタル教材等との組み合わせた使用**  
(例) 動画・アニメーション、ネイティブによる朗読、ドリル・ワーク、参考資料、児童生徒の画面の共有、大型提示装置による表示 等
- **特別な支援が必要な児童生徒の学びの充実**  
(例) 音声読み上げ、総ルビ、文字の拡大、リフロー、文字色や背景色の変更 等

### <学習者用デジタル教科書の発行状況>

- **小学校教科書**(小学校用教科書目録より)  
令和元年度:64/319点(20%)→令和5年度:283/305点(**93%**)
- **中学校教科書**(中学校用教科書目録より)  
令和2年度:40/159点(25%)→令和5年度:138/146点(**95%**)
- **高等学校教科書**(高等学校用教科書目録第1部より)※新学習指導要領に基づく教科書  
令和2年度:91/792点(11%)→令和5年度:475/602点(**79%**)  
主として専門学科において開設される各教科を除いた場合:386/456点(**85%**)

### <学習者用デジタル教科書導入状況>

- 公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率  
**:2,081校(6.2%)**  
(令和2年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)  
(令和3年3月1日現在)[確定値])
- 令和3年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」  
→**全国の約40%の小中学校等**に、1教科分のデジタル教科書を導入

### デジタル教科書の機能の例

#### 1 | 拡大



教科書を拡大して表示することができます。

#### 2 | 書き込み



教科書にペンやマーカーで簡単に書き込むことができます。

#### 3 | 保存



教科書に書き込んだ内容を保存・表示することができます。

#### 4 | 機械音声読み上げ



教科書の文章を機械音声で読み上げることができます。

#### 5 | 背景・文字色の変更・反転



教科書の背景色・文字色を変更・反転することができます。

#### 6 | ルビ



教科書の漢字にルビを振ることができます。

#### 7 | 朗読 (音声)



音読・朗読の音声やネイティブ・スピーカー等が話す音声と教科書の文章に同期させつつ使用することができます。

#### 8 | 動画・アニメーション等



教科書に関連付けて動画・アニメーション等を使用することができます。

#### 9 | ドリル・ワークシート等



教科書に関連付けてドリル・ワークシート等を使用することができます。

教師向け大規模アンケート調査  
授業におけるデジタル教科書の機能別の使用頻度（全体教科平均：抜粋） 使用の肯定的回答の割合

機能	拡大	書き込み	保存	機械音声	色反転	リッロー	ルビ
利用頻度	約64%	約43%	約28%	約29%	約10%	約18%	約18%

※令和3年度学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業より

### 3. デジタル教科書の本格的な導入に向けて必要となる取組

#### (1) 全国規模での実証的な研究を通じた改善や効果的な活用の検討

##### 【共通に求められる機能や、デジタル教材等との連携】

- デジタル教材との連携には、相互連携のコード付与や、文字・ポータル等との共通規格の整備が必要。
- 標準的機能や共通規格については、ガイドライン等を取りまとめることが望まれる。

##### 【障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への対応】

- 障害のある児童生徒のアクセシビリティを確保の観点から、機能等の一定の標準化が望まれる。
- 外国人児童生徒等の状況に応じ、デジタル教科書の機能を活用。

##### 【健康面への配慮】

- 目と画面との距離や見る時間等、健康に関する留意事項や対応方針について周知・徹底。
- 児童生徒が自らの健康を自覚し、リテラシーとして距離・時間などで学習に取り組みできるようになることが必要。
- ICT機器の使用による健康面への影響に関して、引き続き、最新の科学的知見にも注視。

##### 【教師の指導力向上】

- 教師が実際に使用する機会を確保。また、教職課程や研修等を通じて、指導力の向上を図る。
- ポータルサイト等を通じたデジタル教科書の活用に関する好事例の収集や発信。
- 紙とデジタルを適切に組み合わせた指導や、観察・実験等の活動と組み合わせた指導も重要。

##### 【学校や家庭の環境整備】

- GIGAスクール構想において、家庭への持ち帰りを含め1人1台端末環境の整備が必要。
- 環境セキュリティを確保した上で、クラウド方式による配信について十分に検討。

#### (2) 今後の教科書制度の在り方についての検討

##### 【デジタル教科書にふさわしい検定制度の検討】

- 将来的には、デジタル教科書の内容としてデジタルの特性を生かした動画や音声等を取り入れることも考えられ、そのための教科書検定の在り方の検討が求められる。
- 令和6年度の小学教科書改訂については、検定・検定・採択をそれぞれ令和3・4・5年度に行う必要があり、実際には既に先行者が準備を進めていることから、本格的な見直しは次年度の検定サイクルを念頭に検討することが適当と考えられる。

##### 【紙の教科書とデジタル教科書との関係についての検討】

- 令和6年度からのデジタル教科書の本格的な導入を目指すに当たり、児童生徒に対する教育の質を高める上で、紙の教科書との関係もどのようにすべきかについて、全国的な実証研究や関連分野における研究の成果等を踏まえつつ、策には財政負担も考慮しながら、今後詳細に検討する必要がある。
- 紙とデジタルの教科書の使用については、概ね次のような組み合わせの態が考えられる。
  - ・全ての教科等でデジタル教科書を主たる教材として使用
  - ・全て又は一部の教科等で紙の教科書とデジタル教科書を併用
  - ・発達段階や教科等の特性を踏まえ、一部の学年又は教科等において導入
  - ・設置者が学校の実態や他の教科書とデジタル教科書それぞれの良さと特性を考慮した上で選択
  - ・デジタル教科書を主たる教材として、必要に応じて紙の教科書を使用

##### 【将来に向けた検討課題】

- デジタル教科書の内容として動画や音声等を取り入れることやそのための検定の在り方をはじめとする科学的な課題については、様々な状況を見極めながら、引き続き検討。



## 令和4年度 中間アンケート調査（教師向け）「活用の効果」【速報】

- デジタル教科書をよく使用するようになったきっかけや便利な点について、自由回答で調査。
- 「自分のペースで分からないところを学習することができる」などの**個別学習での利用**や、「意見の共有が容易にできる」などの**共有の容易さ**、「生徒の興味関心を引くことができるため」などの**興味関心の向上**、「簡単に書いたり消したり上書きすることができるので便利だと感じるし、消しゴムで何度も消すなどのストレスも少ない」などの**機能の利便性**、「教材の準備時間が大幅に減った」などの**教師の負担軽減**に関する回答があった。

1 個別学習での利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・挙手をして質問することをためらう児童が、自分のペースで分からないところを学習することができる(30代、英語)</li> <li>・英語は、発音を聞いて音読練習したり、理解度に合わせて繰り返し聞いたりできるから。字幕もつけることができ、理解の手助けとなっているから。(50代、英語)</li> <li>・音読の練習、単語の練習には、自分のペースで音声を聞き、確認しながら学習を進めることができる。(20代、英語)</li> </ul>
2 共有の容易さについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の共有が容易にできるから(20代、英語)</li> <li>・全体で共有するための提示が容易だから。(50代、音楽)</li> <li>・教科書のどこを学習しているかを容易に示されるので、指示がわからない生徒が減ったと思う。(40代、英語)</li> </ul>
3 興味関心の向上について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の興味関心を引くことができるため。(30代、英語)</li> <li>・生徒の興味関心を抱くのに役立ち、説明する資料等の見やすさが効果的である(60代以上、算数・数学)</li> </ul>
4 機能の利便性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単に書いたり消したり上書きすることができるので便利だと感じるし、消しゴムで何度も消すなどのストレスも少ないのではないかとと思う。(40代、音楽)</li> <li>・メモを簡単に書いたり消したりできるようになり、メモを取ろうとする児童が増えたから(20代、英語)</li> <li>・視覚的に支援が必要な児童に対して、文字を見やすくする支援が豊富にあり便利だと感じる。(20代、英語)</li> <li>・教科書に書いたり消したりすることが簡単に、意欲的に書き込んでくれるから(50代、音楽)</li> <li>・線引きは、間違ってもすぐに消すことが出来るので、紙よりも意欲的に取り組んでいる。(50代、国語)</li> </ul>
5 教師の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材の準備時間が大幅に減った。(20代、算数・数学)</li> <li>・プリントの印刷、配布の時間が減るから。(20代、道徳)</li> <li>・デジタル教科書を使いこなせると、もっと授業の準備の時間が短縮されるように思います。(60代以上、英語)</li> <li>・ノートや教科書など生徒の準備物が減ったこと(50代、算数・数学)</li> </ul>

## 教科書・教材ソフトウェアの在り方ワーキンググループについて

### 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別部会 教科書・教材ソフトウェアの在り方ワーキンググループ

#### 設置目的の概要、検討事項

1. 設置目的の概要  
GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備と活用を進める中で、教科書・教材のデジタル化を推進するとともに、既存の教科書・教材等との関係を整理し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、次の事項について検討。
2. 主な検討事項  
(1) 令和6年度からのデジタル教科書の本格的な導入の在り方  
(2) デジタル教科書やデジタル教材、関連するソフトウェアの適切な活用方策  
(3) その他

#### 検討の経過

- (これまでの開催経過)  
令和4年3月23日 第1回WG開催  
4月25日 第2回WG開催  
5月26日 第3回WG開催
- (今後の予定) 〳〵  
令和4年の夏頃をめどに中間的なとりまとめを予定

#### 委員構成

飯野 眞幸	高崎市教育委員会教育長
石戸 奈々子	NPO法人CANVAS理事長/慶應義塾大学教授
黒川 弘一	一般社団法人教科書協会 デジタル教科書政策特別委員会座長
執行 純子	大田区立入新井第一小学校長
神野 元基	学校法人東明館学園理事・校長 /宮崎市教育CIO
高橋 純	東京学芸大学教育学部教授
田村 恭久	上智大学理工学部教授
中川 一史	放送大学教養学部教授
長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長
中野 泰志	慶應義塾大学経済学部教授
中村 めぐみ	つくば市教育委員会指導主事
奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
平川 理恵	広島県教育委員会教育長
堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授 /東京学芸大学大学院教育学研究科教授
水谷 年孝	春日井市立高森台中学校長
森 達也	一般社団法人日本図書教材協会理事 /一般社団法人全国図書教材協議会理事
渡辺 弘司	日本学校保健会副会長/日本医師会常任理事

(17名)



□諸外国の状況について

韓国は全教科に取り入れているが、どこの国でも探っている状況。

紙の教科書だけに行っているところはない。そもそも、教科書を認定する仕組み自体も国によって違うため、一概に同じ視点では論議できない。

## 質疑応答

Q デジタル教科書の有効性を評価する方法は？

A 非常に難しい。ワーキンググループでも議論が始まったところ。

現状で紙は大事という意見も出ているし、併用が大事という意見も出ている。

Q 卒業後もデジタル教科書を振り返りの意味で見られるのか？

A 非常に難しい。ワーキンググループでも議論が始まったところ。

記録を取っておきたい時は、それらを残すことはできるが、まだ調整中。

何年経っても見られたほうが良いという意見はワーキンググループで出ている。教科書のダウンロードをいかにできるかは課題。クラウドでできるのがいいかなと思っている。ネットワークの課題も同時に出ている。Wi-Fi タブレットを選定している自治体の方が多いと聞いている。

Q タイピングは必須科目になっていくのか？

A 非常に難しい。ワーキンググループでも議論が始まったところ。

タッチペンはある学校とない学校がある。そもそもローマ字を学んだあとでないと難しいため、少なくともその年代からだとは思いますが、現状はまだまだタッチ入力主流である。

Q 体に対する影響があると聞く。対策は？

A 視力は物を近くで見ると悪くなる。国としてはガイドラインを出している。それを守ってもらうようにしたい。家庭における端末使用の影響も強いと思うので、家庭のルール決めも大事になる。姿勢が良い子は疲れを感じにくいというアンケートもあり、そういう所に気を付けて欲しい。

Q デジタル教科書の使い方を学ぶ研修の充実について

A 指導の知見のある年配の先生と若いデジタル世代の先生と一緒に使い方を考えて欲しい。

Q デジタル教科書導入のための第一段階のゴールは？

A 先生方によっては、まだ使ったことがない方もいることが調査からわかっている。先生方にまずは触れるようになってもらえること、そういう人が増えることが第一段階のゴールかと思う。



Q ICT 支援員を国からも派遣できないか？

A GIGA 運営支援センターができていて、そちらで相談を受けるような業務は行っている。人の派遣はできていない。

Q 教科書の販売業者の今後は？

A 「教科書発行者→ビューアー会社(配信)→学校」のスキームが現状。

文科省はビューアー会社との契約している。既存の販売業者は学校の負担を軽減することができれば活路が見えてくるかもしれない。

Q デジタルと紙の併用だと内容も重なり、無駄にダブったものを持つことによる子どもへの負担が大きくなるか？

A これからワーキンググループでも出てくる課題だと考える

Q 財源については、今は普及のため無料で配っているが、今後はどうなるのか？

A 財務省との話し合いも大きく影響するが、それも今後の課題

Q 「紙 and デジタル」(併用)か「紙 or デジタル」の決定権はだれにあるのか？

A 決定権は現場(教員)にあると考える

Q すべての教科にデジタル教科書が必要なのか？

A 算数・英語は効果があったという声もあったが、まだ国としてどの教科に導入していくかを決めた段階ではない。

## 所 感

デジタル教科書は令和 6 年度から本格導入され、現場である小中学校の子どもたち全てに全教科が届くものと認識していたが、今回の視察からその現状は、どの教科にどのように導入するかはまだまだ国レベルで検討していることがわかった。そのために、全国で自治体から希望を聞きながら教科をいくつか限定して、試験的な導入をしてもらい、研究・評価・分析を行った結果を文科省で集約し、専門のワーキンググループでデジタル教科書のあり方を協議しているところだということがわかった。

つまりは、まだ国として具体的なものは決められていない段階での視察となった。ご説明いただいた担当の職員さんから言われたが、“GIGA 構想で視察を受けることはあっても、デジタル教科書単体で視察を受けることはほとんどない”とのことから、改めて、松阪市が GIGA スクール構想では全国の前の方を走っていることが感じられた。現段階の検討事項で重要課題のひとつは、「紙とデジタル」の併用でいくのか、「デジタルだけ」でいくのか、その裁量は地方に委ねられていることから国の方針に則った上で地方における独自の判断が必要となる。デジタル教科書は GIGA スクール構想の中の話なので、タブレットの利用課題と重なるが、大切なのは人を育むのは人であること。そして、その育む

側である先生をいかにアナログからデジタルへとシフトチェンジして、それぞれの良い所をいかに組み合わせさせていけるかの課題を改めて認識した。ツールの使い方を考える課題とツールの使い方を学ぶ課題、この2つがこれからも当市の課題となる。（文責：深田 龍）

## 2. 今後の公立小・中学校の適正規模・適正配置について

ご対応者：文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働活動推進室長 郷家 康德 様  
初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室室長補佐 白井 美由紀 様  
初等中等教育局 財務課 定数企画係長 小宮山 雄輝 様  
初等中等教育局 財務課 庶務・助成係員 河野 誠人 様

### 適正規模・適正配置

過去 10 年間、公立小中学校において、  
学校数は 9.9%減少(約 3.1 万校→約 2.8 万校)  
児童生徒数は 9.8%減少(約 1000 万人→約 900 万人)

少子化が進む中、子ども達が集団的な学校生活を経験することで社会性を育むためには、一定の規模を確保することが望ましい。その為の学校の適正規模、適性配置化である。

統廃合することも、小規模校として存続指せることも自治体の判断だが、小規模校として存続させる場合、メリットを最大化し、デメリットを最小化する工夫が必要である。

### 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

● 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、**一定の規模を確保することが望ましい。**

※小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる

- ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
- ・多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる

● そのため、文部科学省では、**小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定。**

（学校教育法施行規則において、学校規模の標準は、小中学校ともに、**12学級以上18学級以下**）

● 学校規模の適正化の検討は、あくまでも**児童生徒の教育条件の改善**の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。

※学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。

● また、学校は**地域のコミュニティの核**として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もある。

➡ **統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。**

※小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要。



文部科学省としては「より良い教育環境の実現」を支援  
統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得る

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存続する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

当省ウェブサイト「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に掲載

＜学校統合による魅力ある学校づくり＞

- **施設整備への補助**  
統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助  
◆公立学校施設整備費  
令和4年度当初予算額：68,834百万円  
（前年度当初予算額68,837百万円）  
令和3年度補正予算額：131,208百万円
- **教員定数の加配**  
統合加配 小学校：統合前1年～統合後5年  
中学校：統合前1年～統合後2年  
◆教員定数の加配措置 410人（460人）  
「専科指導に積極的に取り組む複数の学校への支援」（後掲）
- **スクールバス等購入費補助**  
◆へき地児童生徒援助費等補助金 2,297百万円（2,344百万円）  
うち、スクールバス等購入費 619百万円（597百万円）
- **学校魅力化フォーラムにおける、統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信**

＜小規模校を存続させる場合の教育活動の充実＞

- **小規模校への教員定数の加配**  
小規模校加配  
◆教員定数の加配措置 75人（75人）  
「専科指導に積極的に取り組む複数の学校への支援」（後掲）
- **学校魅力化フォーラムにおける、統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信**

＜休校している学校の再開支援＞

- **スクールバス等購入費補助〔再掲〕**
- **施設の大規模改造・長寿命化改良への補助**  
◆公立学校施設整備費〔再掲〕

＜地域コミュニティの維持・強化等＞

- **コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを胤た学校を核とした地域力強化の推進**  
◆学校を核とした地域力強化プラン 7,446百万円（7,338百万円）
- **小学校高学年における「専科指導に積極的に取り組む複数の学校への支援」**  
◆教員定数の加配措置 201人（201人）
- **廃校の有効活用への支援**

（注）金額は令和4年度当初予算額。（）内は前年度予算額。

17

小中連携教育、小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

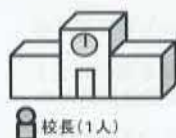
小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育

①義務教育学校

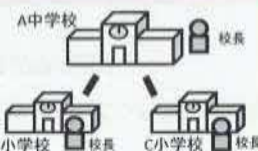
- ・新たな学校種（一つの学校）  
⇒一人の校長、一つの教職員組織  
修業年限：9年  
（前期課程6年+後期課程3年）



小中一貫型小学校・中学校

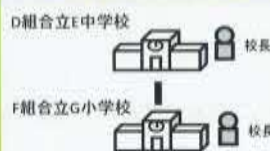
- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態  
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校  
（同一の設置者）



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件  
例・組合調整を担う校長を定める  
・学校運営協議会の合同設置  
・校長等を兼任

③連携型小学校・中学校  
（異なる設置者）



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

20



## 小中一貫教育が求められる背景・理由

平成 28 年 4 月 学校教育法の一部を改正する法律の施行

- ① 義務教育の目的・目標規定の新設
- ② 近年の教育内容の量的・質的充実への対応
- ③ 児童生徒の発達の早期化等に係る現象
- ④ 中学校進学時の不登校、いじめの急増等、中1ギャップへの対応
- ⑤ 少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

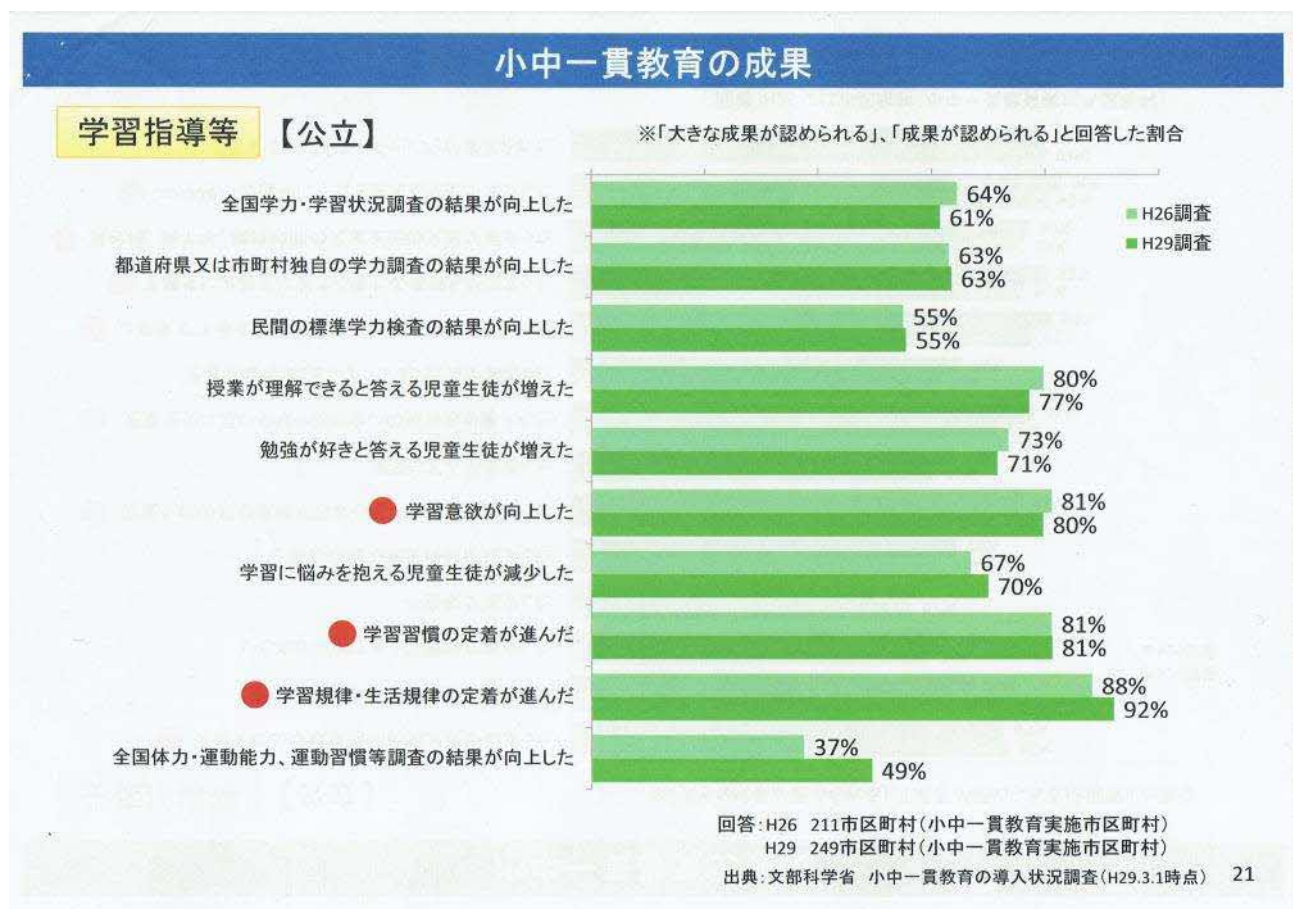
## 小中一貫した教育課程の編成実施に関する事例(抜粋)

- ・ 教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導 京都府 京都市立東山泉小中学校
- ・ 教科等を横断した学習指導に関する工夫 広島県 呉市立川尻中学校区
- ・ 小学校高学年における教科担任制、乗り入れ指導 東京都 品川区立品川学園(義務教育学校)
- ・ 義務教育 9 年間を見通した確かな学び 岩手県 大槌町立大槌学園(義務教育学校)

等 事例多数

事例集 [https://mext.go.jp/a\\_menu/shotou/ikkan/1400462\\_00001.htm](https://mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1400462_00001.htm)

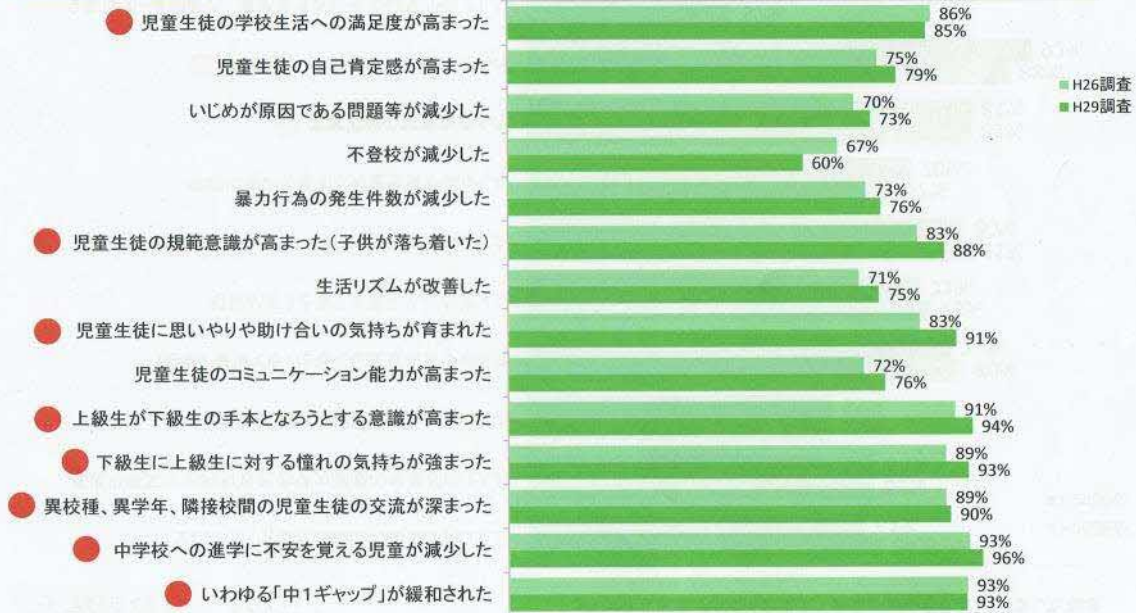
事例集 第 2 版 [https://mext.go.jp/a\\_menu/shotou/ikkan/1357575.htm](https://mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1357575.htm)



## 小中一貫教育の成果

### 生徒指導等 【公立】

※「大きな成果が認められる」、「成果が認められる」と回答した割合



回答: H26 211市区町村(小中一貫教育実施市区町村)  
 H29 249市区町村(小中一貫教育実施市区町村)  
 出典: 文部科学省 小中一貫教育の導入状況調査(H29.3.1時点) 22

## 小中一貫教育の成果

### 教職員の協働等 【公立】

※「大きな成果が認められる」、「成果が認められる」と回答した割合



回答: H26 211市区町村(小中一貫教育実施市区町村)  
 H29 249市区町村(小中一貫教育実施市区町村)  
 出典: 文部科学省 小中一貫教育の導入状況調査(H29.3.1時点) 23



★ 令和 4 年度学校魅力化フォーラム（8/26 Zoom にて開催）

少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進のため、公立小中学校の統廃合や小規模校を存続させた場合の教育活動の先進的な全国 6 自治体の取組事例発表。

## 質疑応答

Q 文科省は、学校は何の為にありと位置付けているか？

A 社会性を学ぶ場。5～6 人規模では少なく、完全なる同質の集団ではなく、あらゆる多様性のあるコミュニティが大切。

Q GIGA 構想は学びの充実を図る方向に進んでいるので、規模適正化と乖離していないか？

A 義務教育段階では知識を得る以外に大切なことがあり、完全にオンライン化する訳ではない。仲間と一緒に活動する「ワクワク」を得ることが大切。

Q 廃校を有効活用している事例はあるのか？

A 「みんなの廃校プロジェクト」ホームページ上にて事例紹介をしている。

Q 松阪市はコミュニティスクール導入割合が全国より高いが、福井県は 0% の理由は？

A 福井県は学力が日本一で、CS 導入せずとも独自の学校と地域の連携スタイルを築いているため。また、熊本県では熊本地震を機に、公立高校と地域の関係の希薄さが浮き彫りとなり、震災後より CS を導入。現在は地域との関係構築を深めている。

Q 学校の統廃合は、移住促進と逆行するのでは？

A まちづくりの部署と規模適正化の部署が各自治体で密に連携してほしい。

Q 文科省は適正化に対して KPI を持っているのか？

A 大切なのは子ども達の未来であり、決して減らしたい訳ではない。

Q 義務教育学校 9 年制へ完全移行しない理由は？

A 現状を即変えることは現実的ではないが、ひとつの形であり、現在増加してきている。

Q 義務教育学校 9 年制の導入により入学式・卒業式がない事に対する保護者の声は？

A 「せめて卒業証書を渡してほしい」という声に、代替案で工夫をしている学校がある。

Q 和歌山県と山口県の高いコミュニティスクール導入率の理由は？

A 日教組活動が活発である。事例紹介：福岡県春日市では学校が地域に助けを求める形で CS 導入をしたところ、補導件数が年数 100 件から 0 件となった。

## 所 感

文科省としては、何がなんでも学校規模適正化を推し進めたいというわけではなく、その地域ごとの事情を考慮し、それに対する支援も講じている事が理解できた。特に過疎地では、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服と、存続の選択をする市町村の判断も尊重されるとの事であった。当市では移住定住促進事業も同時に行われているが、地域から学校が無くなることは、地域の衰退を加速化させる一因でもある。各部署間と地域住民との連携が、今後益々重要となってくる。多様な集団内でのコミュニケーション力の構築が課題と考えられるが、小規模校ゆえに得られるきめ細やかな指導、伸びやかな風土で学校生活を送る事ができるというメリットもある。

慎重な議論を重ねるためにも、コミュニティスクールの導入により、多くの地域の方が学校教育の場に関係した結果、当初は統廃合を反対していたが、後に地域から逆の意見が出て、統廃合となった地域の事例も紹介された。感情論ではなく、最優先すべきは「子どもの未来」であるということを胸に、地域・行政が話し合いを深めることの重要性を再認識した。（文責:森 遥香）

## 3. 自治体 DX の目指すべき方向について

2040 年には団塊世代と団塊ジュニア世代(出生数 計約 470 万人/年)が高齢者となる。近年の出生数は年間 100 万人に満たず、この世代が 20 歳代となる 2040 年の人口課題といかにして向き合うかが当面の課題である。

また、近年の地方行革や採用数減少により、職員数は減少。大きなボリュームとなっている団塊ジュニア世代(40~50 代)が 2030 年代に退職を迎えることを見据えた職員体制の整備が求められる中、これまでよりもさらに少ない職員数での行政運営が必要となると予想される。

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

### 1. 基本的な認識

- 2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化。「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- 新型コロナウイルス感染症への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながる**合うデジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

**地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要**

**目指すべき地方行政の姿**

地方行政のデジタル化 (1-2) → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進  
公共私連携 (1-3) / 地方公共団体の広域連携 (1-4)  
→ 高齢者等の生活を支えるため、地域で住民が安心して快適に生活を営む社会を形成/都市・地域のスマート化の実現  
→ 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応  
地方議会 (1-5)  
→ 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の夢を推進

### 2. 地方行政のデジタル化

従来の技術や慣習を前提とした行政体質を、Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ  
マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に、地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割は重要

- ① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化
  - 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを受取るために不可欠
  - 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を促し、行政手続のデジタル化を推進
- ② 地方公共団体の情報システムの標準化
  - 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用
- ③ AI等の活用
  - 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援  
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進
- ④ 人材面の対応
  - 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援
- ⑤ データ利活用と個人情報保護制度
  - 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

※この他、「3. 公共私連携」、「4. 地方公共団体の広域連携」、「5. 地方議会」が整理されているが本資料では記載



## 自治体DX推進計画（令和2年12月策定）で何をを目指すのか

重点取組事項	目指す姿
<b>① 自治体の情報システムの標準化・共通化</b> 目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系20業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行	・地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにするなど、住民サービスが向上する ・業務全体にかかるコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保するなど、行政の効率化が図られる
<b>② マイナンバーカードの普及促進</b> 2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実	・個人のID・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する
<b>③ 自治体の行政手続のオンライン化</b> 2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続（31手続）について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に（※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4手続）の計31手続）	・従来は、申請手続ごとに、国民が多くの書類を準備・提出することが必要となっていた行政手続について、マイナンバー制度の利活用により、必要な添付書類が減り、また、行政の事務処理もスムーズになり手続の時間が短縮されるなど、国民の利便性の向上に繋がる
<b>④ 自治体のAI・RPAの利用推進</b> ①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進	・業務の効率化を図ることにより職員の事務作業を軽減し、捻出した時間・人材・財源を、国民に寄り添う良質なサービスの提供に充てることが可能になる
<b>⑤ テレワークの推進</b> テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進 ①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大	・ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札 ・ICTの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるとともに、今般の新型コロナウイルス対策においては、感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段になる
<b>⑥ セキュリティ対策の徹底</b> 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底	・セキュリティを確保しつつ、行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を行うことが可能になる基盤を整備

11

## 自治体DX推進計画における重点取組事項と国の主な支援策等①

重点取組事項	国の主な支援策等
<b>① 自治体の情報システムの標準化・共通化</b> 目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系20業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行	・自治体の主要な20業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成【関係府省】 ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の制定【総務省・デジタル庁】 ・国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築【デジタル庁】 ・2020年度第3次補正予算及び2021年度補正予算において、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組みを支援（国費10/10 1825.4億円、2025年度まで）【総務省】
<b>② マイナンバーカードの普及促進</b> 2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実	・マイナンバーカード交付事務費補助金により、人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援【総務省】 ・2021年度補正予算において、マイナンバーカードの交付や申請受付等を専門とするセンターの設置経費に対する補助の増額やマイナンバーカードの受取動員のための広報経費を補助対象に追加するなど、交付体制のさらなる充実に対する支援を実施（92.4億円）【総務省】
<b>③ 自治体の行政手続のオンライン化</b> 2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続（31手続）について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に（※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4手続）の計31手続）	・マイナポータルに自治体との接続機能等を実装【デジタル庁】 ・マイナポータルのUI・UX改善【デジタル庁】 ・2020年度第3次補正予算において、子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムとの接続を支援（国費1/2 249.9億円、2022年度まで）【総務省】
<b>④ 自治体のAI・RPAの利用推進</b> ①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進	・AI・RPA導入ガイドブックの策定【総務省】 ・AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築（自治体スマートプロジェクト事業）【総務省】 ・AI・RPA導入に関する経費について特別交付税措置（※情報システムの標準化・共通化を行う20業務を除く）【総務省】

12

## ICT化とDXについて

ICT化は組織・業務の効率化を主な目的として、業務を情報通信技術に代替すること

→ 業務本位の視点

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、住民サービスの向上を主な目的として、デジタル技術も用いながら、新しい価値を生み出したり、社会の仕組みを変えること

→ 住民本位の視点

### 自治体DX全体手順書【第1.0版】(令和3年7月策定) 概要

#### 1. 本手順書の趣旨

- ✓ 全体手順書は、DXを推進するに当たって、想定される一連の手順を示すもの
- ✓ 主に、DX推進計画の「自治体におけるDX推進体制の構築」に対応し、先行的な自治体の事例等をもとに、各自治体がその実情に応じてDXを推進する際の参考となるよう作成

#### 2. DX推進の手順

##### ステップ0 DXの認識共有・機運醸成

- ✓ 自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有する
- ✓ DXの実現に向け、**首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメント**が重要
- ✓ 首長等から一般職員まで、**DXの基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成**
- ✓ 利用者中心の行政サービス改革を進めるといふ、いわゆる「サービスデザイン思考」の共有

##### ステップ1 全体方針の決定

- ✓ DX推進のビジョンと工程表で構成される「**全体方針**」を決定・広く共有
- ✓ 自治体DX推進の意義を参考にしつつ、地域の実情も踏まえて、自団体のDX推進のビジョンを描く
- ✓ デジタル化の進捗状況を確認し、自団体のDXの取組内容、取組み順序を大まかな工程表にする

##### ステップ2 推進体制の整備

- ✓ 全庁的・横断的な推進体制の構築。DXの司令塔として、**DX推進担当部門を設置し、各業務担当部門をはじめ各部門と緊密に連携する体制を構築**
- ✓ 各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるよう、人材育成・外部人材の活用を図る
- ✓ 一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した**体系的な育成方針**を持ち、人事運用上の取組みや、OJT・OFF-JTによる研修を組み合わせる
- ✓ 十分な能力・スキルや経験を持つ職員の配置が困難な場合には、**外部人材の活用**も検討

##### ステップ3 DXの取組みの実行

- ✓ 関連ガイドライン等を踏まえて、個別のDXの取組みを計画的に実行。「**PDCA**」サイクルによる**進捗管理**
  - ✓ 取組内容に応じて、「**OODA**」のフレームワークを活用した柔軟で速やかな意思決定
- ※「Observe(観察、情報収集)」、「Orient(状況、方向性判断)」、「Decide(意思決定)」、「Act(行動、実行)」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定プロセスを理論化したもの

16

## デジタル人材の確保

課題として、町村などの小規模団体において、外部人材の活用を含め、自治体DXの取組の進捗が送れており、総務省において後押しすることが急務である。高度なデジタル人材については官民で需要がひっ迫している状況下でもあり、システムの標準化・共通化など、全国の自治体が足並みをそろえて取り組んでいくためにも、デジタル人材の任用が地方自治体において推進されるよう、総務省において環境整備を行っていく必要がある。

例:)民間人材サービス会社と連携した自治体支援、都道府県内での人材シェアリング等

市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用を行うに当たっては、対象経費の2分の1を特別交付税措置を行っており、特に令和4年度からは外部人材の募集にかかる費用も対象とするよう拡充。



マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

- ✓顔写真付きの本人確認書類として
  - 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
  - 顔写真があるのでなりすましができない
  - 公私での本人確認が可能



電子的な本人確認

- ✓オンラインで安全・確実に本人を証明
    - 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続や契約が可能
    - 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
    - マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
    - さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現
- ＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに
- ➔ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

- ✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明
  - 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に



マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10~本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、特定健診情報や服薬履歴の閲覧等も可能に(R3.10~)

マイナポイント第2弾

- ①マイナンバーカード取得
  - ②カードの健康保険証利用申込
  - ③公金受取口座登録
- をすると、最大2万円相当のキャッシュレス決済サービスのポイントを付与
- ※①は第1弾(～R3.12.31)より切れ目無く、R4.1.1から申込付与開始(②③はR4.6頃から開始)

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票の写しや戸籍証明書など各種証明書が取得可能(R4.4.1対象人口:11,185万人)

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認

- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能に
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及(R4.4.1現在、民間事業者144社がサービスを提供)

マイナポータル

- 子育て関連手続の申請等をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認が可能

職員証・社員証としての利用

- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の社員証としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータ、日本郵政グループが活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
- ⇒デジタル社会の実現に向けた重点計画(R3.12.24閣議決定)に基づく「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」に沿って推進
- 運転免許証(～R7.3まで)に実現)その他の国家資格証、お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、在留カード等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得可能に
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)をスマートフォンに搭載(令和4年度中実現予定)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に



# 議会 DX の現状と課題

## 地方議会におけるデジタル技術の活用等の状況

### 1. 議会運営に関するもの

団体区分	団体数	議会運営におけるデジタル技術及びデータ活用の事例					
		インターネット等で中継・録画配信	タブレット端末によるペーパーレス化	各種会議・視察のオンライン化	電子採決・投票システム導入	その他	
都道府県	47	47 (100%)	47 (100%)	28 (60%)	20 (43%)	1 (2%)	14 (30%)
指定都市	20	20 (100%)	20 (100%)	9 (45%)	3 (15%)	1 (5%)	9 (45%)
市区(指定都市除く)	795	761 (96%)	692 (87%)	465 (58%)	204 (26%)	177 (22%)	125 (16%)
町村	926	549 (59%)	375 (40%)	245 (26%)	68 (7%)	34 (4%)	75 (8%)
全団体	1,788	1,377 (77%)	1,134 (63%)	747 (42%)	295 (16%)	213 (12%)	223 (12%)

デジタル技術の活用状況

#### その他の事例

- 傍聴人向けのモニターに本会議の発言をリアルタイムで字幕表示するシステムを導入
- 市民へのアンケートをGoogleフォームで実施

※試行段階のもの等、導入を現に予定している団体を含む。

### 2. 議会事務局の業務に関するもの

団体区分	団体数	議会事務局の業務におけるデジタル技術及びデータ活用の事例			
		グループウェアやビジネスチャット導入	音声認識システムによる会議録作成	その他	
都道府県	47	31 (66%)	17 (36%)	5 (11%)	15 (32%)
指定都市	20	13 (65%)	8 (40%)	2 (10%)	5 (25%)
市区(指定都市除く)	795	545 (69%)	361 (45%)	200 (25%)	120 (15%)
町村	926	340 (37%)	185 (20%)	141 (15%)	65 (7%)
全団体	1,788	929 (52%)	571 (32%)	348 (19%)	205 (11%)

※試行段階のもの等、導入を現に予定している団体を含む。

#### その他の事例

- 災害時や緊急時に、SNSのグループで情報共有を実施
- 共有カレンダーによる正副議長出席会議のスケジュール管理

### 3. 情報発信・住民参加に関するもの

団体区分	団体数	情報発信や住民参加等におけるデジタル技術やオープンデータの活用事例			
		SNSアカウントやアプリによる情報配信	議決結果や賛否一貫等のオープンデータ公開	その他	
都道府県	47	34 (72%)	26 (55%)	11 (23%)	6 (13%)
指定都市	20	13 (65%)	13 (65%)	3 (15%)	5 (25%)
市区(指定都市除く)	795	330 (42%)	230 (29%)	117 (15%)	49 (6%)
町村	926	140 (15%)	69 (7%)	66 (7%)	16 (2%)
全団体	1,788	517 (29%)	338 (19%)	197 (11%)	76 (4%)

※試行段階のもの等、導入を現に予定している団体を含む。

#### その他の事例

- 住民との意見交換会や議会報告会をオンラインで実施
- 議会広報紙にQRコードを掲載し、YouTube上の議会中継等へのアクセスを容易化

55

現状として、オンライン委員会の開催に向けた条例改正など、議会の ICT 化は各自治体においても進められてきているが、今後はいかにして住民本位の目線でさまざまな関わりを行っていきけるかが重要と考える。

## 質疑応答 抜粋

Q 現状の情報システム更新において当初納入したメーカーしか対応ができず、いわゆるしぼりができず、現状の状況をかねてから問題視している。今後、共通プラットフォームが進めば、多様なメーカーが参入することとなり、機会の公平性や金額的な公正性も担保されるのか？

A 全国の自治体でも同じような課題があると推察する。システムの標準化・共通化を進めていくにあたり、参入メーカーが出そろえば、懸念される状況も改善されていくと期待する。

Q ガバメントクラウド、システムの全国的な標準化はいつごろを目途としているのか？

A 2025 年度末までに全地方自治体の標準準拠システムを可能な限り移行させ、これに伴い、自治体の情報システムは今後、クラウド利用が第一選択肢となることを目指しているが、なかなか進捗は予定通りではない。既存のシステム契約の更新時も自治体によって様々であると理解するため、全国一律に移行できるものでもないと考えている。



## 所 感

率直に感じたところは、国もまだまだ DX という概念を具現化するための、いわば基礎作りを進めようとしている段階なのだろうということである。当然 Society5.0 に向け、近未来における多様なデジタル実装や IOT を組み込んだ暮らしの実現を描いていくのだろうとは思いますが、デジタルインフラも整わないままに、突然魔法をかけたように日々の暮らしがデジタル化によって進化するはずはなく、ひとつひとつ法整備を進めながら、都市部であっても地方であっても分け隔て無く住民福祉を増進させていかなくてはならない。おそらく、国が当初描いたスケールやスケジュールと比較して大きく後れを取っているのだと感じるが、奇しくもこの新型コロナ騒動により、行政も民間も大幅にその歩みを前へと進めていることもまた事実なのだと思う。

その中での自治体 DX である。松阪市も専門部署を設置し、かねてから課題であった行政手続きのデジタル化に向けて進んでいる。国のデジタル・ガバメント実行計画で求められている、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」について、ようやく今年 7 月にオンライン化が可能となったのは、早期の実現に向けて何度も追及してきた立場としては純粋に嬉しく思う一方で、ようやく第 1 歩だと再認識する。多種多様な市民ニーズに応え、自治体としての責務を果たしていくためには、民間企業のように顧客対象や購買層を絞ってターゲティングするわけにいかず、全市民の福祉を守っていかなくてはならないことから、一筋縄でいかないことは十分に理解はしている。しかしながら、漫然と周囲の市町や国県の動向に合わせて受け身になってたり、変化を恐れて進みだせないままであれば、地方の小さなまちはいずれ埋もれてしまうだろう。松阪市としての DX 元年。GIGA スクール構想という、いわば教育 DX においては、10 年前から全国に先んじて取り組んできた実績と経験値があるからこそ、市全体の DX においても勇気をもって挑戦を繰り返し、松阪市らしい DX を描いていかなくてはならないと思う。

最後に、地方議会としての DX については、この 1 年かなりのスピード感を持って推進してきたと再認識できた。もちろん、まだまだ先進的な議会は多数あるが、枠組みや基本となるデジタル化は本市においても実現できている。あとは、いかにブラッシュアップしていくか。市民との交流や広報広聴においてデジタルを活用しながら、これまで議員個人の守備範囲での政策提案となっていたものを、いかにして変革していくかが課題なのだと思う。時間や場所を問わない双方向性のツールを活かし、これまで議会と距離があった子育て世代や若年層の声を含め、全世代対応型の議会へと進化しなくてはならないのだと感じた。

(文責:沖 和哉)

### 自治体 DX ご対応者

総務省 自治行政局 行政課 課長補佐 藤本 元太 様

総務省 自治行政局 地域力創造グループ

地域情報化企画室 マイナポイント施策推進室 課長補佐 谷口 尚史 様

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ 参事官補佐 丸尾 豊 様